

## 第1編 総則

### (この規則の目的)

**第1条** この規則は、相模鉄道(以下「相鉄」という。)の旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売(以下「旅客の運送等」という。)について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** 相鉄線による旅客の運送等については、別に相鉄が公示する場合を除いて、この規則を適用する。

2 旅客鉄道会社又は他社線との連絡による運送等については、旅客連絡運輸規則の規定による。

[連絡規則の適用範囲……連規1.連絡運輸に関する地方的規程の制定・適用……連規2]

3 旅客営業規則に基づく旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売等の取扱方については、旅客鉄道会社所定の旅客営業取扱基準規程を準用する。

4 相鉄は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、相鉄は変更及び変更内容を予め告知するものとする。

5 この規則が改定された場合、以後の旅客運送契約等については、改定された規則の定めるところによる。

### (用語の意義)

**第3条** この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「相鉄線」とは、相鉄の経営する鉄道をいう。

(2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。

(3) 「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。

(4) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。

[連絡規則上の用語の意義……連規3]

(5) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいう。

[連絡規則上の用語の意義……連規3]

### (消費税課税の運賃・料金)

**第3条の2** この規則に規定する運賃・料金については、消費税法(昭和63年法律第108号)および地方

税法(昭和25年法律第226号)の定めによる消費税相当額を含んだ額とする。

**(消費税免税の運賃・料金)**

**第3条の3** 消費税が免税される場合の運賃・料金は、前条に規定する額に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。

**(運賃・料金前払いの原則)** [連規準用]

**第4条** 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、相鉄において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

2 旅客等は、前項の規定にかかわらず、次に定める証券等によって支払う(乗車券その他の証票との引換えを含む。)ことができる。

- (1) 旅客運賃・料金については、ICカード乗車券取扱規則に定めるICカード乗車券
- (2) 定期旅客運賃については、相鉄において特に認めたクレジットカード等
- (3) 相鉄が販売を委託した店舗やインターネット通信販売サイト等で販売する旅客運賃、料金等については、その店舗や通信販売サイト等で定める支払手段

[旅客運賃・料金前払の原則……営業法15。旅客運賃・料金の正算払……運輸規程11]

**(契約の成立時期及び適用規定)** [連規準用]

**第5条** 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

**(旅客の運送等の制限又は停止)**

**第6条** 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることができる。

- (1) 乗車券及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法又は乗車する列車等の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込の列車等の制限

2 前項の制限又は停止する場合は、その旨を関係駅に掲示する。

[運送引受義務……営業法6。連絡運輸に関する旅客運送の制限……連規4]

**(運行不能の場合の取扱方)**

**第7条** 列車等の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車等の運行が不能となった場合であっても、相鉄において地方鉄道・軌道・自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

〔連絡運輸に対する運行不能の場合の取扱方……連規4〕

#### (営業キロのは数計算方)

**第8条** 営業キロを用いて運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

〔連絡運輸に関するキロ程のは数計算方……連規6〕

#### (期間の計算方)

**第9条** 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

〔期間の計算方の原則(翌日起算主義)……民法140。即日起算主義の例外……戸籍法(年齢計算)等。連絡運輸に関する期間の計算方……連規7〕

#### (乗車券等に関する証明) [連規準用]

**第10条** 相鉄において、乗車券等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

#### (旅客等の提示又は提出する書類)

**第11条** 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が相鉄に提示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等にあつては、元号で表示されているものであっても西暦で記載することができる。

- 2 旅客等は、前項の規定(後段に規定する場合を除く。)による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。
- 3 旅客から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、相鉄が別に明示した場合を除く。

**第2編 旅客営業**

**第1章 通則**

**第12条 削除**

**(乗車券の購入及び所持)**

**第13条** 列車等に乗車する旅客は有効な条件を購入し、これを所持しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、列車等に乗車後において、直ちに相当の乗車券を購入するものとする。

[乗車券類の購入及び所持の原則……営業法15。連絡運輸に関する乗車券の購入及び所持……連規10。  
有効な乗車券類を所持しない場合の制裁……営業法18・29、運輸規程19]

**(営業キロ)**

**第14条** 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、鉄道営業キロによる。

- 2 前項の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

**第15条～第17条 削除**

## 第2章 乗車券類の発売

### 第1節 通則

#### (乗車券の種類)

第18条 乗車券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 普通乗車券 | 片道乗車券<br>往復乗車券     |
| (2) 定期乗車券 | 通勤定期乗車券<br>通学定期乗車券 |
| (3) 回数乗車券 | 普通回数乗車券            |
| (4) 団体乗車券 |                    |

[連絡運輸の取扱いをする乗車券類の種類……連規12]

#### (乗車券の発売箇所及び発売方法)

第19条 乗車券は、駅において、係員又は乗車券発売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券は、相鉄の指定した駅において発売する。

- 2 乗車券は、前項に規定するほか、相鉄が別に定める箇所又は乗車券の発売を委託した箇所において発売する。

[連絡運輸に関する乗車券類の発売箇所……連規13]

#### (乗車券の発売範囲)

第20条 駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券は、他駅から有効な乗車券を発売することがある。

#### (乗車券の発売日)

第21条 乗車券は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券は、当該各号に定めるところによって発売する。

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 定期乗車券 | 有効期間の開始日の14日前から発売する。             |
| (2) 団体乗車券 | 運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の21日前から発売する。 |

- 2 相鉄が乗車券の発売を委託した箇所においては、前項の規定にかかわらず、乗車券を別に定める発

売日から発売することがある。

**(乗車券の発売時間及び発売区間)** 〔連規準用〕

**第21条の2** 駅において発売する乗車券の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車等の乗車に必要な時刻から終発列車等の発車時刻までとする。ただし、乗車券の種類別の発売時間を別に定めることがある。
- (2) 発売区間については、前号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券を発売する。ただし、普通乗車券の発売区間については、別に定めることがある。

**第22条** 削除

**(臨時割引乗車券の発売)**

**第22条の2** 相鉄が特に必要と認める場合は、臨時に特別の運送条件を定めて、割引の普通乗車券、普通回数乗車券(以下「個人旅行用乗車券」という。)又は特殊割引の団体乗車券を発売することがある。

- 2 前項の規定によって乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

〔連絡運輸に関する臨時割引普通乗車券等の発売……連規23〕

**第23条** 削除

**(払いもどし等について特約をした乗車券の発売)** 〔連規準用〕

**第23条の2** 相鉄が、業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券を発売することがある。

**(割引乗車券の発売の制限)** 〔連規準用〕

**第23条の3** 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅行開始前に限って発売する。

**(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)** 〔連規準用〕

**第24条** 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書又は第170条第1項第2号に規定する通学定期券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合) [連規準用]

**第25条** 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

**第2節** 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

**第26条** 旅客が、列車等に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合又は環状線を1周し、更にこれを超える場合を除く。

(2) 往復乗車券

往復又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間又は経路が異なるものを除く。

[連絡運輸に関する普通乗車券の発売……連規16]

**第27条～第29条** 削除

(被救護者割引普通乗車券の発売)

**第30条** 東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、第31条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける

場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って前項の規定を準用する。

- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

[連絡運輸に関する被救護者割引普通乗車券の発売……連規19]

**(被救護者割引証)**

**第31条** 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護者施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車行程・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。

- 2 被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。

<p style="margin: 0;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>被救護者旅客運賃割引証</b></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">契印</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">第.....号</td> <td style="width: 40%;">指定番号</td> </tr> <tr> <td>乗車日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>乗車区間</td> <td>駅から 駅まで</td> </tr> <tr> <td>経 由</td> <td>経 由</td> </tr> <tr> <td>乗車行程</td> <td>被救護者 片道乗車 付添人 片道乗車 往復乗車 往復乗車</td> </tr> <tr> <td>旅行証明書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被救護者の氏名 及 び 年 齢</td> <td>( 才 )</td> </tr> <tr> <td>付添人の氏名 及 び 年 齢</td> <td>( 才 )</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>年 月 日発行</td> <td>※発行日から1箇月間有効</td> </tr> <tr> <td>施設所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td style="text-align: center;">代表者 職 印</td> </tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">(発行駅)</td> <td style="width: 25%;">(乗車券番号)</td> <td style="width: 25%;">(発行年月日)</td> <td style="width: 25%;">割引コード</td> </tr> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発売運賃)</td> <td>(差額運賃)</td> <td>教 添 31 33</td> </tr> </table> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。</p> </div>	第.....号	指定番号	乗車日	年 月 日	乗車区間	駅から 駅まで	経 由	経 由	乗車行程	被救護者 片道乗車 付添人 片道乗車 往復乗車 往復乗車	旅行証明書番号		被救護者の氏名 及 び 年 齢	( 才 )	付添人の氏名 及 び 年 齢	( 才 )	割引率	5割	有効期限	年 月 日まで	年 月 日発行	※発行日から1箇月間有効	施設所在地		施設名		代表者氏名	代表者 職 印	(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	教 添 31 33
第.....号	指定番号																																			
乗車日	年 月 日																																			
乗車区間	駅から 駅まで																																			
経 由	経 由																																			
乗車行程	被救護者 片道乗車 付添人 片道乗車 往復乗車 往復乗車																																			
旅行証明書番号																																				
被救護者の氏名 及 び 年 齢	( 才 )																																			
付添人の氏名 及 び 年 齢	( 才 )																																			
割引率	5割																																			
有効期限	年 月 日まで																																			
年 月 日発行	※発行日から1箇月間有効																																			
施設所在地																																				
施設名																																				
代表者氏名	代表者 職 印																																			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード																																	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	教 添 31 33																																	

9.1 cm

- 3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

[連絡運輸の場合の被救護者割引証……連規20]

**第32条 削除**

(乗継割引普通乗車券の発売)

**第32条の2** 旅客が相鉄本線と東日本旅客鉄道東海道本線(以下「東海道本線」という。)及び東日本旅客鉄道根岸線(以下「根岸線」という。)との間を相互に乗り継いで利用する場合、並びに相鉄本線と東急電鉄東横線(以下「東横線」という。)との間を相互に乗り継いで利用する場合、相鉄本線と京浜急行電鉄本線(以下「京急本線」という。)との間を相互に乗り継いで利用する場合、相鉄本線と横浜高速鉄道みなとみらい21線(以下「みなとみらい線」という。)との間を相互に乗り継いで利用する場合、相鉄線と小田急電鉄江ノ島線(以下「江ノ島線」という。)及び小田急電鉄小田原線(以下「小田原線」という。)との間を相互に乗り継いで利用する場合、乗継割引普通乗車券を発売する。

2 前項の取扱いを行う区間は次のとおりとする。

(1) 相鉄本線「平沼橋」、「天王町」間各駅と横浜接続

ア 東海道本線「東神奈川」、「保土ヶ谷」各駅相互間

イ 根岸線「桜木町」、「関内」各駅相互間

ウ 東横線「白楽」、「反町」間各駅相互間

エ 京急本線「子安」、「神奈川」間各駅又は「戸部」、「日ノ出町」各駅相互間

オ みなとみらい線「新高島」、「馬車道」間各駅相互間

(2) 相鉄本線「二俣川」、「瀬谷」間各駅又は「相模大塚」、「かしわ台」間各駅と大和接続江ノ島線「南林間」、「鶴間」各駅又は「桜ヶ丘」、「高座渋谷」各駅相互間

(3) 相鉄本線「かしわ台」、「さがみ野」各駅と海老名接続小田原線「座間」、「相武台前」各駅又は「厚木」、「本厚木」各駅相互間

(4) 相鉄いずみ野線「いずみ中央」、「ゆめが丘」各駅と湘南台接続江ノ島線「高座渋谷」、「長後」各駅又は「六会日大前」、「善行」各駅相互間

**第3節 定期乗車券の発売**

**第33条・第34条 削除**

(通勤定期乗車券の発売)

**第35条** 旅客が区間及び経路を同じくして乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。



2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

契印		
No _____ <b>通 学 証 明 書</b>		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の 氏名・年齢	( 歳)	
通学者の居住地	電話 ( )	
部科及び学年	部                  科                  学年 (年次)	
証明書番号		
通学区間	駅                  駅間                  経由	
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年          月          日から	
卒業予定年月日	年          月          日まで	
証 明	_____年____月____日発行 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____ <div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-left: 10px;">                     代表者 職 印                 </div>	
1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。 下欄には、記入しないでください。		
年          月          日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

(タテ 18.2cm×ヨコ 12.5cm 裏無地)

(備考)(1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業会場又は試験会場所所在地住所を記入する。

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

- 4 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、相鉄が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

[連絡運輸に関する通学定期乗車券の発売……連規25]

## 第37条・第38条 削除

### 第4節 普通回数乗車券の発売

#### (普通回数乗車券の発売)

**第39条** 指定学校のうち、次の各号に定める通信教育を行う学校の学生、生徒が面接授業又は試験のため、当該指定学校（通信教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間を、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該区間に有効な11券片の通学用割引普通回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒

- 2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

- 3 第1項に規定するほか、別に定めるところにより、前項に掲げる区間に対して、当該区間に有効な11券片の割引の普通回数乗車券を発売することがある。

## 第39条の2・第39条の3 削除

#### (通学用割引普通回数乗車券を購入する際に提出する学生割引証)

**第40条** 前条第1項及び第2項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 放送大学の学生が提出する割引証は、放送大学の代表者において乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒が提出する割引証は、指定学校の代表者において乗車券の種類（「回数」と記入する。）・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

- 2 前項の規定により提出する放送大学学生旅客運賃割引証または学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

[通学用割引普通回数乗車券の割引率……規107。学生割引証の交付・発行及び処理方……学校・救護

施設規則10・11]

3 割引証の様式は次のとおりとする。

(1) 第1項第1号のもの

表

裏

12.8cm

**放送大学学生旅客運賃割引証**

第.....号

利用運輸機関名			
乗車区間	駅から	經由	
	駅まで		
乗車券の種類	回数券		
部科及び学年	学年(年次)		
学生証番号			
使用者の氏名及び年齢	( 歳)		
割引率	2割		
有効期間	学割証発行日から1ヶ月		

.....年.....月.....日発行

学校所在地.....

学校名.....

学校代表者.....

氏名.....

印
---

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備考)
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

(この学割証の使用上の注意)

- (1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。
- (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- (5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。  
また、学生証は係員の請求があるときは、呈示してください。

9.1 cm

(注) 割引証は青色刷りとする。

(2) 第1項第2号のもの

表

裏

12.8cm

学校学生生徒旅客運賃割引証			
(通信教育学校用)			
※印			
第 _____ 号			
区間1			
※ 乗 車 日	年 月 日		
※ 乗 車 区 間	駅から	駅まで	
※ 経 由	経由		
区間2			
※ 乗 車 日	年 月 日		
※ 乗 車 区 間	駅から	駅まで	
※ 経 由	経由		
※ 乗 車 券 の 種 類	普通乗車券	普通回数乗車券	
部 科 及 び 学 年	第 _____ 学年(年次)		
証 明 書 番 号			
使 用 者 の 氏 名 及 び 年 齢	(オ)		
割 引 率	普通乗車券 2割		
(旅客鉄道会社線)	普通回数乗車券 2割又は5割		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日発行			
学 校 所 在 地			
学 校 名			
学 校 代 表 者 氏 名			
			代表者 職 印
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
			47 <small>(普通乗車券・回数券のみの割引率)</small>
割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。			

9.1 cm

(注) 割引証は緑色刷りとする。

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) 割引普通回数乗車券は、指定学校(面接授業会場又は試験会場を含みます。)のもより駅までの区間を、1人1組まで購入できます。
- (3) 割引普通乗車券と割引普通回数券を同時に購入することはできません。
- (4) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- (5) ※印の欄は、使用者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行者が通学区間を記入してください。
- (6) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (7) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (8) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (9) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (10) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (11) この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1箇月間です。

第41条・第42条 削除

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第43条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ相鉄が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の1に該当する学校等の学生が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員(嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。)又はこれと同行する旅行あっ旋人によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満のときであっても、この取扱いをする。

- ① 指定学校の学生(第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条においては同じ)・生徒・児童又は幼児
- ② 児童福祉法(昭和22年法律第164条)第39条に規定する保育所の児童及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園(以下これらを「保育所等」という。)の児童

イ アの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

- ① 幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。
- ② 障害又は虚弱のため、相鉄において付添を必要と認めるとき。

ウ アの旅行あっ旋人は、当該団体を構成する人員(旅行あっ旋人を含む)が100人まで1人、101人以上は2人とする。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱いを行い、団体乗車券を発売することがある。

3 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、第1項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。〔連規29〕

[参考]

〔旅行あっ旋人……旅行業法2〕

第44条 削除

**(団体旅客運送の申込み)** 〔連規準用〕

**第45条** 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ相鉄に団体旅客運送の申込みを行わなければならない。なお、申込みにあたっては、その人員、行程、乗車する列車等その他輸送計画に必要な事項を通知するものとする。

2 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は学校長(保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。)ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行あつ旋業者

**(団体旅客運送の予約)** 〔連規準用〕

**第46条** 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、相鉄において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、乗車日及び乗車する列車等を指定して運送の引受けをする。

**第47条** 削除

**(責任人員及び保証金)** 〔連規準用〕

**第48条** 次に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行う。

(1) 旅客車専用扱の団体

(2) その他特別の手配をして運送する団体

2 前項の規定による責任人員は、次の各号に定める人員とし、相鉄の責めに帰する事由による場合を除き、実際乗車人員が責任人員に満たないときであっても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件とするものとする。

(1) 旅客車専用扱いの団体にあつては、使用1車両の定員の9割に相当する人員(その人員は大人とし、1人未満の人数は、1両ごとに切り捨てる。)

(2) その他の団体にあつては、申込人員(大人と小児との混合の団体旅客のときは、大人と小児との各別の申込人員)の9割に相当する人員(1人未満の人数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。)

3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額(100円未満の人数は、100円単位に切り上げる。)とし、相鉄の責めに帰する事由による場合

を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件とし、次に定めるところによって取り扱うものとする。

- (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しないときは、当該団体旅客運送の申込みを取り消したものとみなす。
- (2) 相鉄の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込みを取り消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
- (3) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があっても、その過剰額は返還しない。
- (4) 納付した保証金には、利子を附さない。  
〔手付金の倍額戻しの原則……民法557〕

#### 第49条・第50条 削除

(一部区間不乗の団体乗車券の発売) 〔連規準用〕

**第51条** 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、相鉄において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等) 〔連規準用〕

**第51条の2** 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消し、その他取扱条件を変更する場合は、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- 2 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更又はその申込みの取消しの承諾を行う場合は、第48条に規定する条件を附した団体については、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。
  - (1) 申込人員その他の変更により責任人員及び保証金に増減がある場合は、次による。
    - ア 相鉄の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員及び保証金が減少するときは、これを変更する。
    - イ 以外の場合は、責任人員及び保証金を変更しない。
  - (2) 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合は、次による。
    - ア 相鉄の責めに帰する事由による申込みを取り消す場合は、既に収受した保証金相当額を返還する。
    - イ ア以外の場合は、既に収受した保証金を返還しない。
- 3 団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にすると

きは、前項に規定するものを除き、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取り扱うものとする。

**第6節** 貸切乗車券の発売

**第52条～第64条** 削除



乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。

- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客(団体旅客を除く。)に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

3 前項の場合のほか、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。

[6年未満の旅客の無賃運送及び旅客運賃の年齢別区分……運輸規程10。連絡運輸に関する旅客の区分及びその旅客運賃・料金……連規44・51・58・66]

#### (小児の旅客運賃)

**第74条** 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10円未満のは数を円位において切り上げ、10円単位とした額(以下この方法を「は数計算」という。)とする。

[小児の旅客運賃についての規則……運輸規程10。連絡運輸に関する小児旅客運賃・料金……連規51・58・66]

#### (割引の旅客運賃・料金)

**第74条の2** 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引き、は数計算した額とする。

2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第90条の規定に準じ、各区间ごとに割引額を差し引いて前条又は前項の規定により円位においては数を切り上げ、10円単位とした額(割引の適用がない区間については、無割引の片道普通旅客運賃)を合計した額とする。

[連規50・52・60]

#### (臨時割引等)

**第74条の3** 第22条の2の規定による割引の個人旅行用乗車券又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃の割引率及び第43条第2項の規定による特殊取扱いの団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃の割引率その他の取扱方は、別に定める。

[連規57]

**第75条** 削除

#### (旅客運賃割引の重複適用の禁止) [連規準用]

**第76条** 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券につい

て、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

## 第2節 普通旅客運賃

### (大人片道普通旅客運賃)

**第77条** 大人片道普通旅客運賃は、別表第1号に定める額のとおりとする。

**第78条～第89条** 削除

### (往復普通旅客運賃)

**第90条** 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

[連絡運輸に関する往復普通旅客運賃……連規48・51]

**第91条・第92条** 削除

### (被救護者割引)

**第93条** 第30条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

[連絡運輸に関する被救護者割引……連規54]

**第94条** 削除

### (乗継割引普通旅客運賃)

**第94条の2** 第32条の2の規定に定める区間に対する乗継割引普通旅客運賃は、次に定める額とする。

- (1) 大人 大人普通旅客運賃から10円差し引いた額。
- (2) 小児 小児普通旅客運賃から5円差し引いた額。ただし、は数計算は行わない。なお、相鉄本線と東海道本線、根岸線との乗り継ぎの場合、小児の普通旅客運賃から10円を差し引いた額とする。

### 第3節 定期旅客運賃

#### (大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号に定める額
- (2) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号に定める額  
〔連絡運輸に関する定期旅客運賃……連規58・59〕

第96条～第105条 削除

### 第4節 普通回数旅客運賃

#### (普通回数旅客運賃)

第106条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

#### (通学用割引普通回数旅客運賃)

第107条 第39条第1項及び第2項の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第39条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃の2割を割引する。
- (2) 第39条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃の5割を割引する。

第108条～第110条 削除

### 第5節 団体旅客運賃

#### (団体旅客運賃)

第111条 第43条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

- (1) 学生団体

学生構成人員	割引率	
	学 生	付添人、教職員及び、旅行あっ旋人
25人以上	3 割	3 割
100 〃	4 〃	
300 〃	5 〃	

(2) 普通団体

構 成 人 員	割 引 率
25人以上	2 割
100 〃	3 〃
300 〃	4 〃

2 前項の規定によるほか普通団体に対しては、団体旅客が51人以上100人まではうち1人、101人以上はうち2人を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

[連規63]

(団体旅客運賃の計算方)

**第112条** 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

[は数計算……規74・連規64]

**第113条・第114条** 削除

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃) [連規準用]

**第115条** 第48条第2項の規定による条件をもって運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員(無賃扱人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員)とによって団体が構成されて

いるものとして、団体旅客運賃を収受する。

2 前項の場合、次の各号の人員を、大人2人を小児3人に、また小児2人を大人0.5人にそれぞれ換算（換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる）して、不足人員から差し引いて計算する。

- (1) 大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員。
- (2) 旅客車専用扱いの団体及び大人だけに責任人員がつけられている団体については、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員。

## 第116条 削除

（団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算）〔連規準用〕

第117条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算は、第68条の規定によるほか、旅客が、第51条の規定により、不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間の営業キロを通算する。

2 途中下車する団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後の営業キロを打ち切って団体旅客運賃を計算する。

## 第118条～第130条

### 第6節 鉄道駅バリアフリー料金

（普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金）

第131条 普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は1乗車につき10円とする。

（通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金）

第132条 通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は1箇月につき600円とする。

## 第133条～第146条 削除

## 第4章 乗車券の効力

### 第1節 通則

(乗車券の使用条件) [連規準用]

**第147条** 乗車券は、その券面表示事項に従って 1 回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1 券片をもって 1 人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客が、同一区間に対して有効な 2 枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車については、その 1 枚のみを使用することができる。
- 3 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には使用することができない。

(乗車券の効力の特例) [連規準用]

**第148条** 乗車券は、次に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

[乗車券の効力(発着区間の部分的効力……途中駅乗降の効力)……運輸規程13]

(券面表示事項が不明又は不備の乗車券) [連規準用]

**第149条** 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅(定期乗車券にあつては、発行駅)に差し出して書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換に再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券について準用する。

(不乗区間に対する取扱い) [連規準用]

**第150条** 旅客は、第148条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日) [連規準用]

**第151条** 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例) [連規準用]

**第152条** 小児用の乗車券類(定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。)は、その有効期間中に、使用旅客

の年齢が12才に達した場合であっても、第147条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱方) [連規準用]

**第153条** 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りではない。

**第2節** 乗車券の効力

(有効期間)

**第154条** 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

(1) 普通乗車券

- ア 片道乗車券 1日とする。
- イ 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券

通勤定期乗車券及び通学定期乗車券  
1箇月・3箇月又は6箇月とする。

(3) 普通回数乗車券

- ア 通学用割引普通回数乗車券  
6箇月とする。ただし、放送大学に通う学生に対しては、3箇月とする。
- イ 別に定める割引の普通回数乗車券  
3箇月とする。

(4) 団体乗車券 そのつど定める。

(継続乗車) [連規準用]

**第155条** 入場後に有効期間、有効時間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第147条の規定にかかわらず、これを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車等に接続のため待合わせをさせるときは、指定した列車等により乗り継ぐ場合に限り、継続乗車しているものとみなす。

(途中下車)

**第156条** 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅

(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車等に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。

- (1) 普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅
- (2) 普通回数乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅
- (3) 相鉄が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

[乗車券の効力(発着区間の部分的効力……途中下車)……運輸規程13.連絡運輸に関する途中下車……連規76]

## 第157条～第163条 削除

### (割引普通回数乗車券の効力)

**第163条の2** 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。

### (改氏名の場合の定期乗車券の書替) [連規準用]

**第164条** 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

- 2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

### (乗車券が前途無効となる場合) [連規準用]

**第165条** 乗車券(往復乗車券・普通回数乗車券については、その使用する券片)は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第312条の取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

[第312条の規定……持込禁制品を持ち込んだ場合。営業法第42条の規定……①列車内の旅客の乗用に供しない箇所に乗車し係員の制止をきかないとき。②禁煙箇所吸煙したとき、③車内で秩序を乱す行為をしたとき。乗車券の前途無効(旅客運賃払いもどし請求の不能)……営業法41・42、運輸規程]

## 第166条 削除

### (定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合) [連規準用]

**第167条** 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効と回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第25条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 身分又は資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項（途中下車印等を含む。）ぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは普通回数乗車券又は普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 身分証明書等の形態を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし第155条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし第152条に規定する場合を除く。
- (12) 乗車する列車等を指定した乗車券で、指定以外の列車等に乗車したとき。
- (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (14) 乗車する時間、曜日等を指定した乗車券で、指定以外の時間、曜日等に乗車したとき。
- (15) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合） 〔連規準用〕

**第168条** 定期乗車券は次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。

- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第170条の規定による身分証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第169条 削除

(通学定期乗車券等の効力) [連規準用]

第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。

- (1) 一般用

表

契印		<b>証 明 書</b>		No. _____
下記の者は、当校 <input type="checkbox"/> の学生(生徒) を証明する。	所属 学年第 _____ 学年 ( _____ 年度生)であること 氏名 _____ ( _____ 才)	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 住所 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行	発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名	代表者 職 印
写 真 契 印				

6.0cm

8.5cm

裏

(注 意)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表

9.0cm

契印

**証 明 書** No. \_\_\_\_\_

下記の者は、当校 所属 部(科)  
の学生(生徒) 学年第 学年( 年度  
 生)であることを証明する。

氏名 \_\_\_\_\_ ( 才)  
 生年月日 年 月 日生  
 住所 \_\_\_\_\_  
 年 月 日発行

発行者  
 所在地  
 学校名  
 代表者  
 氏 名

代表者  
職 印

年 月 日まで有効

通学区間 ・ 間

通学定期乗車券発行控

発行年月日	有効期間	発行駅	記事
	箇月		

17.0cm

裏

通学定期乗車券発行控			
発行年月日	有効期間	発行駅	記事
	箇月		

(注 意)

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要な事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。

(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

備考

- (1)  内には、学校種別又は指定番号を表示する。
  - (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前 6 箇月以内に撮影した縦 3 cm 横 3 cm の正面上半身のものとする。
  - (3) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から 1 箇月間に限り、省略することができる。
  - (4) 中学校第 3 学年以下の生徒・児童及び幼児の身分証明書は写真を省略したものとするができる。
  - (5) 必要により通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
  - (6) 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、通学定期乗車券発行控欄以外の記入事項は発行者が記入するものとする。
  - (7) 通信による教育を行う学校が面接授業を在籍校所在地と異なる場所で行う場合には、所在地欄の上部に面接授業会場とかつこ書きし、当該面接授業会場所所在地住所を記入する。
- 2 指定学校においてその代表者が発行した身分証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができる。

**(被救護者割引乗車券等の効力)**

**第171条** 被救護者旅客割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 50px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;">契印</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">No. _____</div> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">旅行証明書</h2> <p>下記の者は、当施設 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span> の被救護者 で下記区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 _____ ( 才 )</p> <p>付添人氏名 _____ ( 才 )</p> <p>乗車区間 _____ 駅から _____ 駅まで ( )</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日発行</p> <p>発行者 所在地</p> <p>施設名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">代表者</span></p> <p>施設代表者氏名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">職 印</span></p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">(注 意)</div> <p>(1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。</p>
6.0cm	

備考

- (1)  内には指定番号を表示する。
- (2) 乗車区間欄末尾の「( )」内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示する。
- 2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
- 3 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第172条～第182条 削除

## 第5章 乗車券の様式

### 第1節 通則

#### (乗車券の表示事項)

第183条 乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券
- (2) その他特殊の乗車券

[乗車券に対する表示事項……運輸規定12]

#### (この章に規定する乗車券の様式の変更又は補足等) [連規準用]

第184条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であっても、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入缺する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
  - ア 表示事項の一部の裏面表示
  - イ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
  - ア 乗車券の寸法の変更
  - イ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
  - ウ 表示事項の一部の省略又は追加

3 乗車券の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

4 小児用等の乗車券は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

- (1) 小児用の乗車券類「小」
- (2) 学生割引用の乗車券(通学定期乗車券を除く。)  
「学」

第185条 削除

(字模様の印刷)

第186条 この章に規定する乗車券には、別に定める場合を除き表面に字模様を印刷する。

(乗車券の駅名等の表示方) [連規準用]

第187条 乗車券の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券の乗車区間については、乗車する列車等の発駅名及び着駅名を表示する。
- (2) 発駅名及び着駅名を略図をもって、また、着駅名を金額をもって表示することがある。
- (3) 一般式常備片道乗車券、常備往復乗車券にあつては、旅客運賃が2駅以上の着駅に対して同額となる場合は、当該2駅以上を共通の着駅として表示することがある。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券片の表面に、ゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号の表示を行うものとする。

- (1) 第107条の規定による学生割引

ア 第1号の規定によるもの

常備券で発売する場合の券面表示

 (1辺約0.6cm)

補充券で発売する場合の券面表示

 (直径約1cm)

イ 第2号の規定によるもの

常備券で発売する場合の券面表示

 (1辺約0.6cm)

補充券で発売する場合の券面表示

 (直径約1cm)

(2) 第93条の規定による被救護者割引

ア 被救護者用



イ 付添人用



(3) 第94条の2の規定による乗継割引

割 引

(4) 大人用又は大人小児用の乗車券を小児用とするもの

ア 大人用の乗車券を小児用に代用するもの



イ 乗車券発売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの



(5) 旅客運賃、料金を後払とするもの



(6) 再交付するもの



(7) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日  
前から有効とさせるもの



2 常備式の乗車券に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されて  
いる旅客運賃を訂正しない。

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第189条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 金額式(大人・小児用)



5.75cm

(2) 乗継割引用(大人・小児用)

ア 一般用



5.75cm

イ 金額式



5.75cm

(3) 連絡用(大人・小児用)



5.75cm

第190条～第198条 削除

第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

第199条 常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

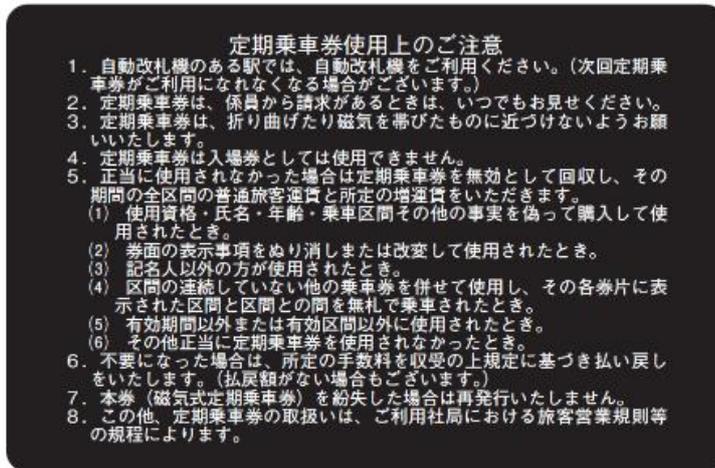
通勤・通学定期乗車券(大人・小児用)表

表



8.5cm

裏



(磁気塗膜を塗布する。)

第200条 削除

第201条 省略

第202条 削除

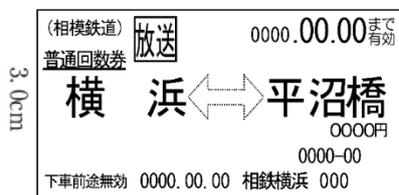
第3款 普通回数乗車券の様式

(常備普通回数乗車券の様式)

第203条 常備普通回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

普通回数乗車券(大人・小児用)

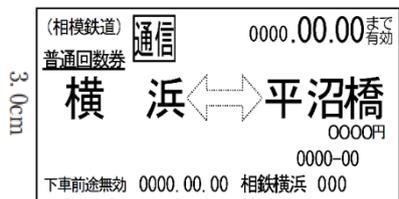
(1) 第39条第1項第1号に規定する普通回数乗車券



5.75cm

備考 ア 券番は親番に付属して、1番から11番の連番を表示する。  
イ 裏面に磁気膜を塗布し無地とする。

(2) 第39条第1項第2号に規定する普通回数乗車券



5.75cm

備考 ア 券番は親番に付属して、1番から11番の連番を表示する。  
イ 裏面に磁気膜を塗布し無地とする。

第204条 省略

第205条～第207条 削除

第4款 団体乗車券の様式

(常備団体乗車券の様式) [連規準用]

第208条 常備団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

承認番号 0000  
1/2

相模鉄道 普通 団体乗車券

団体名 \_\_\_\_\_ 様

相鉄線

横 浜 ▶ 海老名	大 人	000人	
	小 児	000人	
海老名 ▶ 横 浜	無賃扱	0人	
往路乗車日 0000.00.00	合 計	000人	
復路乗車日 0000.00.00		00000円	

下車前途無効 ・ この券は旅行終了まで携行してください  
0000-00 0000.00.00 00:00 横 浜 000

5.75cm

8.5cm

2/2

相模鉄道 団体乗車券  
(着駅名×印の駅では途中下車できません)

(往路) 0000年00月00日  
時刻 00:00 横 浜 ▶ 海老名

(復路) 0000年00月00日  
時刻 00:00 海老名 ▶ 横 浜

(運賃内訳)	普通運賃	割引率	割引運賃	人員	旅客運賃
大人	000円	0割	000円	000名	00000円
小児	000円	0割	000円	000名	00000円

無賃扱い 0名 ・ この券は旅行終了まで携行してください  
0000-00 0000.00.00 00:00 横 浜 000

第208条の2 省略

第5款 貸切乗車券の様式

第209条～第223条 削除

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第224条 特別補充券は、この章の第1節から第2節までに規定する乗車券として発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 駅用(出札補充券及び改札補充券)

(特別補充券の様式)

第225条 特別補充券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 出札補充券及び改札補充券

1.3 cm 表 裏

12.5cm	(相模鉄道)	甲冊No.01 No 001								
	事由	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="4">領収額 Amount Received</th> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>千</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	領収額 Amount Received				¥	千	円	
	領収額 Amount Received									
	¥	千	円							
	原券	から 種別 号 円 月 日 有効 から ゆき 經由 ( )								
	取受又は変更区間	から まで 經由 ( )								
	人員	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>大人Adult</td> <td>小児Child</td> <td>学割</td> <td>発売日共 Good for</td> <td>日間有効 Days</td> </tr> </table>	大人Adult	小児Child	学割	発売日共 Good for	日間有効 Days			
	大人Adult	小児Child	学割	発売日共 Good for	日間有効 Days					
	指定	月 日 乗車駅発 時 分 号車 番 席								
	記事	年 月 日 駅 ( ) 発行 (入録・途中下車印)								

8.2 cm

備考

- (1) 出札補充券用のものは「何駅(出)発行」、改札補充券用のものは、「何駅(改)発行」と表示し、また共用とするものにあつては「何駅発行」の例によって表示する。
- (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

第226条・第227条 削除

## 第6章 乗車券の改札及び引渡し

### 第1節 通則

#### (乗車券の改札) [連規準用]

**第228条** 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券の改札及び引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が身分証明書の形態を必要とするものであるときの身分証明書についてもまた同じ。

[旅客の乗車券呈示及び検査受容義務……営業法 18。旅客の乗車券購入及び所持の原則……営業法 15、規13。旅客の乗車券類無所持又は検査拒否に対する制裁……営業法18・19、運輸規程19]

#### (乗車券の引渡し) [連規準用]

**第229条** 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券を所持する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

### 第2節 乗車券の改札及び引渡し

#### (普通乗車券の改札及び引渡し) [連規準用]

**第230条** 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を係員に呈示して入検等を受け、途中下車する際に、これら途中下車印の押なつを受け、また乗継をする際に係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

#### (定期乗車券の改札及び引渡し) [連規準用]

**第231条** 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

#### (普通回数乗車券の改札及び引渡し)

**第232条** 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検等を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

**(団体乗車券の改札及び引渡し)**〔連規準用〕

**第233条** 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

**第234条～第236条** 削除

## 第7章 乗車変更等の取扱い

### 第1節 通則

#### (乗車変更等の取扱箇所) [連規準用]

**第237条** 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

#### 第237条の2 削除

#### (払いもどし請求権行使の期限) [連規準用]

**第238条** 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

[運賃償還債権の消滅時効……営業法14]

2 前項の規定にかかわらず、第282条、第282条の2、第284条、第287条及び第288条の規定により旅客運賃・料金について払いもどしの請求をする場合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1箇年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

#### 第239条 削除

#### (乗車変更をした乗車券について旅客運賃の收受又は払いもどしをする場合の既収額)

[連規準用]

**第240条** 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の收受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃額を收受しているものとして收受又は払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取り扱う。

### 第2節 乗車変更の取扱い

#### 第1款 通則

#### (乗車変更の種類)

**第241条** 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に相鉄が取り扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 当該乗車券による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合

乗車券変更

(2) 当該乗車券による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合

ア 区間変更

イ 団体乗車券変更

[連絡運輸に関する乗車変更の種類……連規88]

(乗車変更の取扱範囲)

**第242条** 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。ただし第248条に規定する乗車券変更については、変更開始駅は、制限しない。

2 前項の場合で、区間変更の取扱いをするときで、非変更区間と変更区間とを通じた経路が環状線を1周してこれを超えるとき、又は一部若しくは全部が復乗となるときは、この取扱いをしない。ただし、環状線1周となる駅又は折返し乗車となる駅までの区間に対しては、乗車変更の取扱いをすることができる。

[連絡運輸に関する乗車変更の取扱範囲……連規89]

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限) [連規準用]

**第243条** 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗継割引運賃にかかわる乗車変更の取扱)

**第243条の2** 乗継割引運賃の適用区間にかかわる乗車変更の取扱方は、次による。

- (1) 乗継割引普通旅客運賃(以下「乗継運賃」という。)の適用区間相互発着の乗車券で同区間内に区間変更する場合は、実際乗車区間の乗継運賃と原券の既収運賃との発駅計算とする。
- (2) 乗継運賃の適用区間外にかかわる乗車形態となる場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃と原券の既収運賃との発駅計算とする。
- (3) 原券が定期乗車券又は普通回数乗車券で別途收受する場合で、別途收受区間が乗継運賃の適用区間のときは、普通旅客運賃を適用する。

**第244条** 削除

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止) [連規準用]

**第245条** 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間) [連規準用]

**第246条** 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数とする。ただし、券変更の取扱いをする場合は、第154条に規定する日数とする。

2 前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第154条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数を有効期間としたほうが有効日数が多くなる時は、この残余の日数を有効期間とする。この場合、第249条第2項第1号イの規定により区間変更の取扱いをするときは、原乗車券の発駅から変更着駅までを変更区間とする。

**(別途乗車)** [連規準用]

**第247条** 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合又は当該駅から折り返して原乗車券の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

**第2款** 旅行開始前又は使用開始前の乗車券の取扱い

**(乗車券変更)**

**第248条** 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って当該乗車券から同種類の他の乗車券に変更(この変更を「乗車券変更」という。)することができる。

2 乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と、変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

3 前項の規定により旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

[連絡運輸に関する乗車券類変更の取扱い……連規90]

**第3款** 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

**(区間変更)**

**第249条** 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更(この変更を「区間変更」という。)をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅を超えた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

(1) 普通乗車券

ア 次により取扱う。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗車区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

- ① 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。
- ② 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間(変更区間が2区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。)に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

イ アの場合において、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

[連絡運輸に関する区間変更の取扱い……連規 91]

**第250条～第252条 削除**

(団体乗車券変更) [連規準用]

**第253条** 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け1回に限って、区間変更又は乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方は、第249条第2項第1号ア及び同項第1号イの規定を準用する。
- (2) 乗車列車等の変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方は、乗車区間に変更のない場合は、収受しない。

**第254条～第260条 削除**

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還) [連規準用]

第261条 旅客は割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし) [連規準用]

第262条 旅客は、相鉄が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合) [連規準用]

第263条 旅客は、第148条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

第2款 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受) [連規準用]

第264条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入検を受けずに乗車したとき。
- (3) 第167条又は第168条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む。)で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合において、旅客が、第167条第1項第6号の規定により無効となる2以上の普通回数乗車券で乗車したときは、使用済みの各普通回数乗車券については各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を当該旅客から収受する。この場合、使用済みの券片(使用済み券片数の異なるときは、使用済み券片数の少ない方の券片)に対して1券片ごとに、1回ずつ乗車したものとして計算する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、次項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させた

ときは、第167条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

[増運賃の収受……営業法18、運輸規程19、有効な乗車券を所持しないで乗車した場合の罰則……  
営業法29・30の2]

**(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・料金の収受)** [連規準用]

**第265条** 第168条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第168条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（同項第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間の満了の日の翌日からそれぞれの向こうの事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外を合わせた区間）を、毎日1往復（又は2回）ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃
- (2) 第168条第1項第6号に該当する場合であって、普通回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び普通回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外を通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して1券片ごとに1回ずつ往復乗車したものと計算した普通旅客運賃
- (3) 第168条第1項第6号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

[増運賃の収受……営業法18、運輸規程19、有効な乗車券を所持しないで乗車した場合の罰則……  
営業法29・30の2]

[参考] 第168条第1項の各号の規定

第1号…記名人外使用	第2号…券面表示事項不明
第3号…資格等詐称購入	第4号…券面と抹改変
第5号…定期・定期中間無札	第6号…定期・普通（回数）中間無札
第7号…資格喪失後使用	第8号…期間開始前使用
第9号…期間経過後使用	第10号…身分証明書不所持
第11号…無断区間外等乗車	第12号…その他不正乗車

**(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方)** [連規準用]

**第266条** 第264条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車等の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、そ

の最遠の出発駅。また、接続列車等のある場合で、その接続列車等に乗車したことが明らかなきは、その接続列車等の出発駅) から、乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

[不正旅客の乗車駅不明等の場合の制裁の適用方……営業法18]

## 第267条 削除

### 第3款 乗車券の紛失

#### (乗車券紛失の場合の取扱方) [連規準用]

**第268条** 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第264条、第266条又は前条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券、普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りではない。
- 3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券(定期乗車券、普通回数乗車券を除く。)を紛失した場合に準用する。

[乗車券類の購入及び所持の原則……営業法15]

#### (再収受した旅客運賃の払いもどし)

**第269条** 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券1枚につき手数料220円(ただし当社線のみ乗車券にあつては、150円)を支払い、その旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

[旅客運賃償還債権の消滅時効……営業法14]

#### (団体乗車券紛失の場合の取扱方) [連規準用]

**第270条** 旅客が、団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第268条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券の再交付をすることができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払いもど

しをしている場合を除く。

〔第268条の規定……乗車券類を紛失した場合の旅客運賃・料金再収受の原則〕

#### 第4款 任意による旅行の取りやめ

##### (旅行開始前の旅客運賃の払いもどし) 〔連規準用〕

**第271条** 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき150円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券にあつては、220円とする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であつて往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

〔旅行開始前の旅客運賃の払いもどし……営業法16、運輸規程14〕

**第271条の2** 旅客運賃の払いもどしについては、相鉄が指定した駅において取扱いをする。ただし、相鉄が別に定める箇所又は乗車券の発売を委託した箇所において発売したものは、その箇所においても取扱いを行うことができる。

##### (使用開始前の定期旅客運賃・普通回数旅客運賃の払いもどし) 〔連規準用〕

**第272条** 旅客は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券が不要となった場合は、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしとして乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

#### 第273条 削除

##### (旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし) 〔連規準用〕

**第273条の2** 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うほか、保証金を収受している場合は保証

金に相当する額を別に支払うものとする。

- 2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることがある。〔保証金……規48〕

(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし) 〔連規準用〕

**第274条** 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、旅客運賃の払いもどしを請求することはできない。

- 2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第271条の規定を適用する。

〔旅行開始後において旅行を中止した場合の旅客運賃払いもどし請求不能の原則……営業法16、運輸規程14〕

(不乗区間等に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合) 〔連規準用〕

**第275条** 旅客は、次の各号に掲げる不乗区間等については、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

- (1) 第155条の規定により継続乗車中に、前条又は第278条の規定により旅行を中止した場合の不乗区間
- (2) 第148条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間

## 第276条 削除

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし) 〔連規準用〕

**第277条** 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第272条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。
- 4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
  - (1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
  - (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
  - (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
  - (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

**第277条の2** 旅客は普通回数乗車券の使用開始後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場

合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数券が割引のもの(第40条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。
- 3 第1項及び第2項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として220円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし) [連規準用]

**第278条** 旅客は、旅行開始後及び使用開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき150円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券にあつては220円とする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

- 2 前項の規定により有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。
- 3 定期乗車券・普通回数乗車券・団体乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

[旅行開始後において旅行を中止した場合の旅客運賃払いもどし請求不能の原則……営業法16、運輸規程14]

(傷い疾病等の場合の証明) [連規準用]

**第279条** 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する場合はその原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例)

**第280条** 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしの請求をすることができる。この場合、その翌日まで有効期間を延長又は手数料150円(ただし、連絡乗車券にあつては220円)を収受して旅客運賃の払いもどしをする。

[発行当日限り有効の乗車券に対する有効期間延長の取扱い……運輸規程16]

**第281条** 削除

**第5款** 運行不能及び遅延

(列車等の運行不能・遅延等の場合の取扱い) [連規準用]

**第282条** 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客は、第284条に規定する無賃送還(定期乗車券による無賃送還を除く。)又は第288条に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車等が運行不能となったとき

- ア 第282条の2に規定する旅行の中止並びに旅客運賃の払いもどし
- イ 第283条に規定する有効期間の延長
- ウ 第284条に規定する無賃送還並びに旅客運賃の払いもどし
- エ 第287条に規定する不通区間の別途旅行並びに旅客運賃の払いもどし
- オ 第288条に規定する定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし

(2) 列車等が運行時間より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車等の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車等に接続を欠いたとき(接続を欠くことが確実なときを含む。)又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき(遅延することが確実なときを含む。)

- ア 第282条の2に規定する旅行の中止並びに旅客運賃の払いもどし
- イ 第283条に規定する有効期間の延長
- ウ 第284条に規定する無賃送還並びに旅客運賃の払いもどし

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車等に乗車することができな

- ア 第282条の2に規定する旅行の中止並びに旅客運賃の払いもどし
- イ 第283条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券(定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。)が不要となった場合は、これを駅に差し出して、既に支払った旅客運賃及び料金の払いもどしを請求することができる。ただし、その乗車券が、有効期間内(前売のものについては、有効期間の開始日前を含む。)のものであるときに限る。

〔危険負担における債務者主義……民法536。債務者の責に帰すべき事由による契約の解除……民法534・545。天災事変等の事故の取扱い……営業法17、運輸規程17・18〕

**(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)** 〔連規準用〕

**第282条の2** 前条第1項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払いもどしの請求をした場合は、次に定める額の払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

ア 割引乗車券(往復割引普通乗車券にあつては、復片に限る。)であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

イ 2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対する旅客運賃とする。

**(有効期間の延長)** 〔連規準用〕

**第283条** 第282条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

ア 第282条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

イ 第282条第1項第2号及び同項第3号に規定する事由による場合は、1日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。

(3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

**(無賃送還の取扱方)** 〔連規準用〕

**第284条** 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅(当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅)までの区間(以下「無賃送還区間」という。)を最近の列車等に乗車する場合に限り取り扱う。
  - (2) 無賃送還は、乗車券の券面に表示された経路によって取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由によって乗車券に表示された経路により無賃送還の取り扱いができないときは、他の経路の列車等により乗車させることがある。
  - (3) 無賃送還中は、途中下車の取り扱いをしない。
  - (4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取り扱いをしない。
- 2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃の払いもどしをする。ただし、普通回数乗車券を所持する旅客については、払いもどしの取り扱いをしない。
- (1) 乗車券
    - ア 発駅まで無賃送還のとき  
既に収受した旅客運賃の全額
    - イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき
      - ① 原乗車券が無割引のもの(往復割引普通乗車券の往片を含む。)であるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
      - ② 原乗車券が割引のもの(往復割引普通乗車券の復片を含む。)であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃
      - ③ ①及び②の場合、2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、その最遠駅を着駅として計算した額
    - ウ ア及びイの場合に、旅客が当該券片を使用して途中下車をしていたとき(イの場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。)は、その途中下車駅(途中下車駅が2駅以上のときは、最終途中下車駅)を途中駅とみなしてイの規定によって計算した額
- 3 第1項に規定する無賃送還を行った場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

[無賃送還及び旅客運賃払いもどしの取り扱いの原則……運輸規程17・18]

## 第285条 削除

(旅客運賃の払いもどし駅) [連規準用]

**第286条** 第282条の2・第284条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取り扱いを受けない旅客は、旅行中止駅

(2) 無賃送還の取り扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方) [連規準用]

**第287条** 第282条の規定により列車等の運行不能のため不通となった区間を、旅客が相鉄線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継するときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし) [連規準用]

**第288条** 旅客は、第282条第1項の規定により定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車等が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間の営業キロを通算する。)の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割り額に、休止日数を乗じ、円位において切り上げ、10円単位とした額

ア 有効期間が1箇月のものにあつては、30日

イ 有効期間が3箇月のものにあつては、90日

ウ 有効期間が6箇月のものにあつては、180日

(2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除して、円位において切り上げ10円単位とした額

[は数整理……規74]

**第289条** 削除

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求) [連規準用]

**第290条** 旅客は、第282条又は第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が相鉄の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から第288条又は第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は第307条第2項の規定に

よる手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車船することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が相鉄の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

## 第6款 誤乗及び誤購入

### (誤乗区間の無賃送還) [連規準用]

**第291条** 旅客(定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車等によって、その誤乗区間について、無賃送還の取り扱いをする。

2 前項の取り扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

### (誤乗区間無賃送還の取扱方) [連規準用]

**第292条** 前条の規定により無賃送還中は、途中下車の取り扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

### (乗車券の誤購入の場合の取扱方) [連規準用]

**第293条** 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取り扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

[錯誤……民法95]

## 第8章 入場券

### (入場券の発売)

**第294条** 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第73条第1項の規定を準用する。

- (1) 大人
  - (2) 小児(大人及び小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。)
- 2 入場券は、駅において、係員又は乗車券発売機により発売する他、相鉄が別に定める箇所又は入場券の発売を委託した箇所において発売することがある。
  - 3 入場券は、入場する日の当日に発売する。ただし、記念入場券として発売する場合は、別に定める発売日から発売することがある。

### (入場券の料金)

**第295条** 入場券の料金は1枚につき、次のとおりとする。

大人 160円

小児 80円

- 2 前項にかかわらず、羽沢横浜国大駅における料金は1枚につき、次のとおりとする。

大人 160円

小児 80円

- 3 各前項にかかわらず、新横浜駅における入場料金は1枚につき、次のとおりとする。

大人 140円

小児 70円

### (入場券の効力)

**第296条** 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。ただし、記念入場券として発売する入場券は、その券面表示事項に従って使用することができる。

- 2 入場券所持者は、列車等に立ち入ることができない。

### (入場券が無効となる場合)

**第297条** 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。

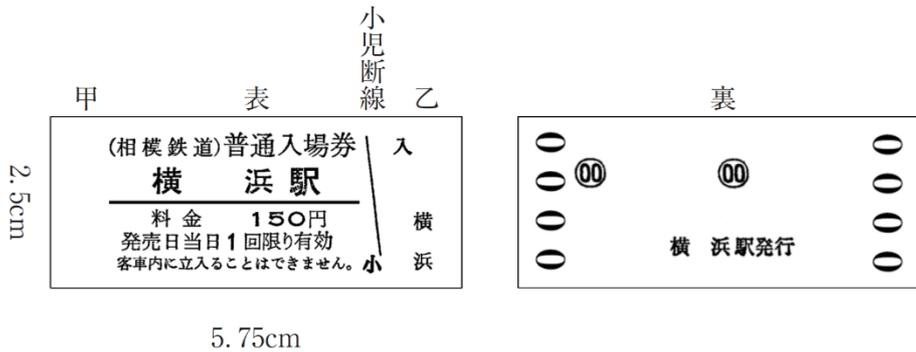
(4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第298条 入場券の様式は、次のとおりとする。この場合、その表面左端に発行日付印を押したものとする。ただし、記念入場券として発売する入場券の発行日付印については、異なる場合がある。

(1) 一般用(大人・小児用)



(2) 券売機用(大人・小児用)



(3) 記念入場券として発売する入場券(大人・小児用)

発売の都度、別途指示する。

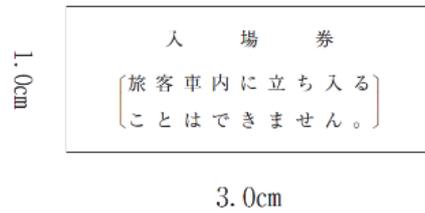
備考 ア 表面に淡赤色で第186条に規定する字模様を印刷することがある。

イ 大人専用又は小児専用のものであることがある。この場合、小児専用のものにあつては、第184条第4項第1号の規定を準用する。

ウ 大人専用のものに第188条第1項第3号に規定する印を押なつし、小児に対して発売することがある。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める駅において、入場料金と同額の常備片道乗車券を普通入場券の代用として、次の各号に掲げる表示をしたものとする。ことがある。

- (1) 当該の常備片道乗車券に、次に掲げる印を押なつたもの



- (2) 該当の常備片道乗車券に、「入場券としてご使用になるときは、旅客車内に立ち入ることはできません。」と表示したもの

#### (入場券の改札及び引渡し)

**第299条** 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受けるものとする。

- 2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

#### (無札入場者)

**第300条** 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第297条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第295条の規定による普通入場料金を収受する。

- 2 前項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

#### (入場料金の払いもどし)

**第301条** 第6条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、普通入場券を所持する者にあっては、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

- 2 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。

**第302条～第305条** 削除

### 第9章 ぼけっとカード

**第306条～第306条の6** 削除

### 第10章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

**第307条** 旅客は、第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第3号に掲げるもの(以下「危険物」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)
- (3) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。)

(4) 死体

(5) 動物(少量数の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器にいれたもの又は第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第308条第4項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。)

(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの

(7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。)は第282条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検を求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

[持込禁制品……運輸規程23。手回り品の内容点検……営業法10。連絡運輸に関する手回り品及び持込禁制品……連規109]

(危険品の適用除外の物品)

**第307条の2** 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

**第308条** 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと

認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車、サーフボード及びスノーボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボード・スノーボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注)旅客が自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

4 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに関する小動物(猛獣及びへびの類を除く。)であつて、次の各号に該当するものは、列車等の状況により運輸上支障を生ずるおそれがないと認められたときに限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの

(2) 専用の容器に収納した重量10キログラム以内のもの

### 第309条～第311条 削除

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置) [連規準用]

第312条 旅客が、第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条の規定による持込制限を超える物品を相鉄の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させる。

### 第313条・第314条 削除

(手回り品の保管)

第315条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

[手回り品の保管責任……運輸規程23。手回り品に対する賠償責任……商法592]

第316条 削除

第11章 遺失物の回送

第317条～第327条 削除

付 則

- 1 この規則は、1974年10月1日から施行する。
- 2 この規則は、1976年2月1日から施行する。
- 3 この規則は、1980年4月20日から施行する。
- 4 この規則は、1981年5月16日から施行する。
- 5 この規則は、1982年3月1日から施行する。
- 6 この規則は、1982年4月1日から施行する。
- 7 この規則は、1982年4月19日から施行する。
- 8 この規則は、1984年10月1日から施行する。
- 9 この規則は、1985年3月15日から施行する。
- 10 この規則は、1987年10月12日から施行する。
- 11 この規則は、1988年5月18日から施行する。
- 12 この規則は、1989年3月19日から施行する。
- 13 この規則は、1989年4月1日から施行する。
- 14 この規則は、1990年4月4日から施行する。
- 15 この規則は、1991年11月20日から施行する。
- 16 この規則は、1992年4月1日から施行する。
- 17 この規則は、1995年9月1日から施行する。
- 18 この規則は、1997年4月1日から施行する。
- 19 この規則は、1999年1月1日から施行する。
- 20 この規則は、1999年2月16日から施行する。
- 21 この規則は、1999年3月10日から施行する。

- 22 この規則は、2000年3月1日から施行する。
- 23 この規則は、2000年8月1日から施行する。
- 24 この規則は、2000年10月14日から施行する。
- 25 この規則は、2002年10月1日から施行する。
- 26 この規則は、2004年2月1日から施行する。
- 27 この規則は、2004年12月11日から施行する。
- 28 この規則は、2005年12月1日から施行する。
- 29 この規則は、2007年2月1日から施行する。
- 30 この規則は、2007年7月30日から施行する。
- 31 この規則は、2008年4月30日から施行する。
- 32 この規則は、2009年9月30日から施行する。
- 33 この規則は、2010年6月20日から施行する。
- 34 この規則は、2015年2月16日から施行する。
- 35 この規則は、2016年1月29日から施行する。
- 36 この規則は、2016年4月28日から施行する。
- 37 この規則は、2018年2月1日から施行する。
- 38 この規則は、2018年3月17日から施行する。
- 39 この規則は、2019年4月1日から施行する。
- 40 この規則は、2019年10月1日から施行する。
- 41 この規則は、2019年11月30日から施行する。
- 42 この規則は、2020年1月31日から施行する。
- 43 この規則は、2020年4月1日から施行する。
- 44 この規則は、2021年3月13日から施行する。
- 45 この規則は、2021年7月1日から施行する。
- 46 この規則は、2023年3月18日から施行する。
- 47 この規則は、2023年3月30日から施行する。
- 48 この規則は、2023年6月20日から施行する。
- 49 この規則は、2025年4月1日から試行する。
- 50 この規則は、2026年3月14日から施行する。

別表第1号(第77条関係)

大人普通旅客運賃

認可……2022年10月21日 国鉄事第383号

実施……2023年3月18日

(対キロ区間制)

3キロメートルまで	150円
3キロメートルを超え7キロメートルまで	180円
7キロメートルを超え11キロメートルまで	200円
11キロメートルを超え15キロメートルまで	240円
15キロメートルを超え19キロメートルまで	270円
19キロメートルを超え23キロメートルまで	290円
23キロメートルを超え26キロメートルまで	320円

ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。

- 1 伊豆野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、伊豆野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。
  - (1) 二俣川～伊豆み中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（伊豆み中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、40円を加算する。
 

ただし、二俣川～伊豆み中央間の乗車キロが6キロメートル以下の場合は、20円を加算する。
  - (2) 伊豆み中央～湘南台間を乗車する場合は、30円を加算し、同区間と上記(1)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。
- 2 相鉄新横浜線の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、相鉄新横浜線の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。
  - (1) 西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間（羽沢横浜国大・新横浜間を除く）とにまたがって乗車する場合は、30円を加算する。
  - (2) 羽沢横浜国大・新横浜間を乗車する場合は40円を加算し、同区間と上記(1)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を加算する。

旅客營業規則

キ 口	普通旅客運賃	キ 口	普通旅客運賃
1 キ 口	150円	16 キ 口	270円
2 キ 口		17 キ 口	
3 キ 口		18 キ 口	
4 キ 口	180円	19 キ 口	290円
5 キ 口		20 キ 口	
6 キ 口		21 キ 口	
7 キ 口		22 キ 口	
8 キ 口	200円	23 キ 口	320円
9 キ 口		24 キ 口	
10 キ 口		25 キ 口	
11 キ 口		26 キ 口	
12 キ 口	240円		
13 キ 口			
14 キ 口			
15 キ 口			

別表第2号(第95条関係)

大人定期旅客運賃

認可……2022年10月21日 国鉄事第383号

実施……2023年3月18日

(表定制)

通勤

1キロメートルまで		3,740円
1キロメートルを超え	2キロメートルまで	4,340円
2キロメートルを超え	3キロメートルまで	4,960円
3キロメートルを超え	4キロメートルまで	5,680円
4キロメートルを超え	5キロメートルまで	6,400円
5キロメートルを超え	6キロメートルまで	6,800円
6キロメートルを超え	7キロメートルまで	7,200円
7キロメートルを超え	8キロメートルまで	7,490円
8キロメートルを超え	9キロメートルまで	7,800円
9キロメートルを超え	10キロメートルまで	8,100円
10キロメートルを超え	11キロメートルまで	8,400円
11キロメートルを超え	12キロメートルまで	8,680円
12キロメートルを超え	13キロメートルまで	8,970円
13キロメートルを超え	14キロメートルまで	9,250円
14キロメートルを超え	15キロメートルまで	9,540円
15キロメートルを超え	16キロメートルまで	9,830円
16キロメートルを超え	17キロメートルまで	10,140円
17キロメートルを超え	18キロメートルまで	10,450円
18キロメートルを超え	19キロメートルまで	10,750円
19キロメートルを超え	20キロメートルまで	10,960円
20キロメートルを超え	21キロメートルまで	11,190円
21キロメートルを超え	22キロメートルまで	11,410円
22キロメートルを超え	23キロメートルまで	11,630円
23キロメートルを超え	24キロメートルまで	11,940円
24キロメートルを超え	25キロメートルまで	12,260円
25キロメートルを超え	26キロメートルまで	12,570円

旅客営業規則

通 学

1キロメートルまで		1,190円
1キロメートルを超え	2キロメートルまで	1,410円
2キロメートルを超え	3キロメートルまで	1,650円
3キロメートルを超え	4キロメートルまで	1,860円
4キロメートルを超え	5キロメートルまで	2,070円
5キロメートルを超え	6キロメートルまで	2,300円
6キロメートルを超え	7キロメートルまで	2,510円
7キロメートルを超え	8キロメートルまで	2,690円
8キロメートルを超え	9キロメートルまで	2,870円
9キロメートルを超え	10キロメートルまで	3,050円
10キロメートルを超え	11キロメートルまで	3,210円
11キロメートルを超え	12キロメートルまで	3,370円
12キロメートルを超え	13キロメートルまで	3,510円
13キロメートルを超え	14キロメートルまで	3,660円
14キロメートルを超え	15キロメートルまで	3,800円
15キロメートルを超え	16キロメートルまで	3,930円
16キロメートルを超え	17キロメートルまで	4,060円
17キロメートルを超え	18キロメートルまで	4,180円
18キロメートルを超え	19キロメートルまで	4,300円
19キロメートルを超え	20キロメートルまで	4,430円
20キロメートルを超え	21キロメートルまで	4,540円
21キロメートルを超え	22キロメートルまで	4,650円
22キロメートルを超え	23キロメートルまで	4,770円
23キロメートルを超え	24キロメートルまで	4,830円
24キロメートルを超え	25キロメートルまで	4,890円
25キロメートルを超え	26キロメートルまで	4,960円

ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。

- 1 いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車キロに応じ次の金額を加算した額とする。

(1) 通 勤

ア 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）  
とにまたがって乗車する場合は、860円を加算する。

ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6キロメートル以下の場合は、430円を加算する。

イ いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は、640円を加算し、同区間と上記アの区間とにまたがっ  
て乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。

(2) 通 学

ア 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）  
とにまたがって乗車する場合は、440円を加算する。

ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6キロメートル以下の場合は、210円を加算する。

イ いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は、330円を加算し、同区間と上記アの区間とにまたがっ  
て乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。

2 相鉄新横浜線の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、相鉄新  
横浜線の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。

(1) 通 勤

ア 西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間（羽沢横浜国大・新横浜間を除  
く）とにまたがって乗車する場合は、1,160円を加算する。

イ 羽沢横浜国大・新横浜間を乗車する場合は1,520円を加算し、同区間と上記アの区間とにまた  
がって乗車する場合は、それぞれの加算額を加算する。

(2) 通 学

ア 西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間（羽沢横浜国大・新横浜間を除  
く）とにまたがって乗車する場合は、440円を加算する。

イ 羽沢横浜国大・新横浜間を乗車する場合は580円を加算し、同区間と上記アの区間とにまた  
がって乗車する場合は、それぞれの加算額を加算する。

旅客営業規則

(単位:円)

キ口程	定期旅客運賃					
	通勤			通学		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1	3,740	10,660	20,200	1,190	3,400	6,430
2	4,340	12,370	23,440	1,410	4,020	7,620
3	4,960	14,140	26,790	1,650	4,710	8,910
4	5,680	16,190	30,680	1,860	5,310	10,050
5	6,400	18,240	34,560	2,070	5,900	11,180
6	6,800	19,380	36,720	2,300	6,560	12,420
7	7,200	20,520	38,880	2,510	7,160	13,560
8	7,490	21,350	40,450	2,690	7,670	14,530
9	7,800	22,230	42,120	2,870	8,180	15,500
10	8,100	23,090	43,740	3,050	8,700	16,470
11	8,400	23,940	45,360	3,210	9,150	17,340
12	8,680	24,740	46,880	3,370	9,610	18,200
13	8,970	25,570	48,440	3,510	10,010	18,960
14	9,250	26,370	49,950	3,660	10,440	19,770
15	9,540	27,190	51,520	3,800	10,830	20,520
16	9,830	28,020	53,090	3,930	11,210	21,230
17	10,140	28,900	54,760	4,060	11,580	21,930
18	10,450	29,790	56,430	4,180	11,920	22,580
19	10,750	30,640	58,050	4,300	12,260	23,220
20	10,960	31,240	59,190	4,430	12,630	23,930
21	11,190	31,900	60,430	4,540	12,940	24,520
22	11,410	32,520	61,620	4,650	13,260	25,110
23	11,630	33,150	62,810	4,770	13,600	25,760
24	11,940	34,030	64,480	4,830	13,770	26,090
25	12,260	34,950	66,210	4,890	13,940	26,410
26	12,570	35,830	67,880	4,960	14,140	26,790

別表第3号(第307条関係)

危 険 品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品	量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも の重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあつては800個以内)のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品(例)	量
1	爆発性 の物	火薬類	火工品			によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管		—
				火管		—
				導爆線		—
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類		—
				星火を発する榴弾		—
				救命索発射器用ロケット		—
				煙火		—
				がん具煙火	がん具煙火(おもちゃ花火、発炎筒*)、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造とも の重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造とも の重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品		—
		その他	その他、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)で定める火薬類	—		
		その他 爆発性 の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも の重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも の重量が3キログラム以内のもの

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品(例)	量
1	爆発性 の物	その他 爆発性 の物	—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも の重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン・眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム(金属ソーダ)	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム(粉状箔状又はひも状のものに限る。)	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤リン	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト(亜二チオン酸ナトリウム)	—	

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品(例)	量
2	発火性の物	その他発火性の物	—	カーバイド(炭化カルシウム)	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙(刃物用包装紙等)*	容器・荷造とも の重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール(メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも の重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油(松精油)	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)*	
			—	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン(ベンゾール)	—	
			—	トルエン(トルオール)	—	
			—	キシレン(キシロール又はザイロール)	—	
			—	二酸化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
—	エーテル	—				
—	クロロシラン	—				
—	アセトアルデヒド	—				
—	パラアルデヒド	—				

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品(例)	量
3	引火性の物	可燃性 液体	—	ジエチルアルミニウム	—	—
			—	モノメチルアミン	—	—
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—
			—	ジメチルアミン	—	—
			—	ピリジン	—	—
			—	酢酸アルミ	—	—
			—	酢酸エチル	—	—
			—	酢酸メチル	—	—
			—	ギ酸エチル	—	—
			—	プロピルアルコール	—	—
			—	ビニルメチルエーテル	—	—
			—	臭化エチル(エチルブロマイド)	—	—
			—	酢酸ブチル	—	—
			—	フーゼル油	—	—
			—	灯油(石油)	—	—
			—	軽油(ガス油)	—	—
			—	重油(バンカー油、ディーゼル重油)	—	—
			—	ガソリン	—	—
			—	ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)	—	—
			—	ニトロトルエン(ニトロトルオール)	—	—
			—	エチルエーテル	—	—
			—	酸化プロピレン	—	—
			—	ノルマルヘキサン	—	—
		—	エチレンオキシド	—	—	
		—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	—	
		—	イソペンチルアルコール	—	—	
—	メチルエチルケトン	—	—			
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
4	可燃性のガス	高压ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品			
					物品(例)	量		
4	可燃性 のガス	高压ガ ス	圧縮ガ ス	炭酸ガス(二酸化炭素)	消火器	消火器内に封 入した炭酸ガス で2本以内のも の		
					炭酸ガスカート リッジ*	2リットル以内又 は容器・荷造と もの重量が2キ ログラム以内の もの		
				天然ガス	プロパンガス*			
				水素ガス	水素ガス吸入 器*			
				窒素ガス	窒素ガスボンベ *			
				オゾン	オゾン発生器*			
				ヘリウム	ヘリウムガス*			
				ネオンガス	ネオン管*			
				アセチレンガス	—			
				硫化水素ガス	—			
				一酸化炭素ガス	—			
				石炭ガス	—			
				水性ガス	—			
				空気ガス	—			
				アンモニアガス	—			
				塩素ガス	—			
				亜酸化窒素ガス(笑気ガス)	—			
				ホスゲンガス	—			
				アルゴン	—			
			エタン	—				
			エチレン	—				
			メタン	—				
			その他の圧縮ガス及びその他 製品	—				
					液化ガ ス	液体炭酸	消火器	消火器内に封 入した炭酸ガス で2本以内のも の
						液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又 は容器・荷造と もの重量が2キ ログラム以内の もの
						フロン-12	エアゾール噴射 剤、エアコンガ ス*	
						フロン-22	エアゾール噴射 剤、エアコンガ	

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品(例)	量
4	可燃性 のガス	高压ガ ス	液化ガ ス		ス*	
				ブタン	ライター、カセッ トガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
				液体塩素	—	
				液体亜硫酸	—	
				液化シアン化水素(液体青酸)	—	
				塩化エチル	—	
				塩化メチル(メチルクロライド)	—	
				液化酸化エチレン	—	
				塩化ビニルモノマ	—	
				液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製 品	—	
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム(塩素酸ソー ダ)	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム(塩酸バリウム)	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素 酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム(過塩素 酸アンモン)	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化 物	—	過酸化ナトリウム(過酸化ソー ダ)	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩 類	—	硝石(硝酸カリウム)	肥料*	容器・荷造とも

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品(例)	量
5	酸化性 の物	硝酸塩 類	—	硝酸アンモニウム(硝酸アンモ ン又は硝安)	—	の重量が2キロ グラム以内のも の
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
			—		—	
		亜塩素 酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に 収納し、且つ、 破損するおそ れのないよう荷 造した0.5リット ル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩 素酸塩 類	—	晒粉(次亜塩素酸カルシウム)	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に 収納し、且つ、 破損するおそ れのないよう荷 造しているもの で、液体は1リッ トル以内、固体 は重量が0.5キ ログラム以内の もの
			—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム(無水クロム酸)	—	
		その他 酸化性 の物	—	その他の酸化性の物及び製品	—	
			—		—	
—			—			
—			—			
—			—			
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原 料物質、核燃料物質及びこれ らに汚染されたもの	—	
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に 収納し、且つ、 破損するおそ れのないよう荷 造した0.5リット ル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗 浄剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸(塩化スルフリ ルを含む。)	—	

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品(例)	量
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	フッ化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素(ブロム)	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
—	石灰剤					
—	砒素剤					
—	ニコチン剤					
—	デリス剤					
—	BHC剤					
—	DDT剤					
—	鉱油剤					
—	その他、農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けるもの					

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険物の品目	適用除外の物品	
					物品(例)	量
		その他 危険物	—	生石灰(酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
7	その他 危険物	その他 危険物	—	塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

(注1)「適用除外の物品」欄中「物品」欄に\*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2)農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。